手隨筆

甲子上

五

曽 4 5
560
4

門 1曾5
號 550
卷 4

廣辻氏
藏書記

岡氏奇庵
宮城県図書館

隨筆 甲子五

あしたゆふべつかへまつりて、折ふしの時よ
しなしてあそばしたるものとも、物語の中よりの
きこえいさめ、あるは何事うきのふしか
そしなどもあるめるを、いつのまにかはしらず
なりぬれば、鶏の音聞きまがへて、雪切
こえ行きしてまゐるのみつれ待つるほどい
と一夜の長きものかなとのみ、折ふしの時
もしらず、暁ちかくなりぬれば、人音
かすかにして、ものしのびやかなる貴人
かよひてゑしやうし、大ぶと世人はしらぬことのみをた

きあるとそれはまことに花海棠なり
及ばずも傍らにうゑたる木の冬こ
りわたる中に匂いいとよくて氷のひろもわかる
波なくて寒ふかきこゝろとわたくしは
ろくうをもきやぶりけるに黄鸝かくるゝ花
ちるまでこゝろとて鶯とまねる後の日数ちり尚
こゝろもとまるるかなよてはすくれ
わらんたびすゝ後ゝ人ちる中ちるいきて眉
こもりたるはいとこゝろ書
いいろいろこゝろしるしの人もいかもしきあるかなくゐん

もて物のあるれはこゝろおもふきまゝに今年久しく
雪のうへ人々はけ宴除目客人こゝろはもとを
うもはれ方ゝ物ゝとはぬいかれやふるまも
光菜つゝ小松ひきこゝ
うゝあるすゝたゝ
ゝけゝ物者ゝ
只川ゝをけゝわゝの除目ふくゝき事ゝ
ゝ花ゝゝゝ庭の
格ゝ物ゝ故郷今夜思千里霜鬢明朝
又一年ゝゝゝゝ親ゝ

たのもしけれ　けうとくもあれて　ものの枕とかなるの
つりとせ　ぜまりとうわ　心をきかすいあれ　あり
ゆ　仏わ　名のはすに　あらしなかそし　池のみこ
おわうたるに

かなるとすとかなる　寺池のひ　法をつうふ　ちうしや　世中
あ中　き　歌　れ　れ　ものいうくて
そのついて　書つくし　ひ　法　ゆ　歌　きねよ
しくたんと　伝のわ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
水ちう　実方朝臣　あ　ひ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

いかるかのさうなるあ　弁　法の物　ゆ　水あ　ゆ　ゆ
へふかけれ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
水のわ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
古今集の秘決　摩訶摩尼のつ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
あ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

うしなひ似合てうしなひ萬葉集に沈のこの三句
の山の秋津島を不見なきこゝろは雅なれとも
あらぬ世を飛るこゝろのあくがれ出ぬる
愛いかゝはせもの〻鶴鶴かりといふ折しも似合し
うれしさ和哥の道にこそ千島をまつるゆゑは
かゝるいかなれとをるのみきをうたくみたる
なるべしあら磯鶴の名をたくとくらいしるべ
もたゝ木こゝ島かりあり百千島ゆ〻しけれとも
ハあり〻夏ゆ〻しくとをるゆ〻しいくまし鶴
へつる春こゝわれはかゝ〻ゆ〻あらくをおそ〻い

そ人も同じ〻ゆ〻ゆ〻しのこゝろをうしなひ
世をうれ歌をこゝ月日こゝ月日こゝ月日こゝ月日
歌五首あるいはあのをきこゝ月日こゝ月日こゝ月日
いかゝ小はれ楽の一はれ世事はれ世事はれ世事
物をあるこゝろをうしなひ小はれこゝろのを
人みな人の後撰集のこゝ朱雀院の御目出ハ
しまこゝろをうしなひ事はりてこゝろをうしなひ延光
物はこゝろをうしなひ世事はれ世事はれ世事
ゆ〻しこゝ後はやこゝろをうしなひ院のはゝ人下まつぶか

人々おのゝ手をあらはしてかはらけ
引まゐらせ給へのひとゝ長のもとゆゑ小系とり
ゐ給ふ歌ゆゑ三つ物ゆゑ宮内院御日とゝ有
ゆゑ武蔵のこゝろをさとりて行明親王故御のゆく
ゑ給ふ歌ゆゑ三つ物ゆゑ子日よ
まゐらせ給へのりとゝ中ゆゑ花春の
所人をたしなめゆゑ第六系つまて事をとゝのゆゑ
音をとゝ系ゆゑ二首小松をとゝ奇武明とゝ
こゝろをきて御日とゝ系をつゝしまゝ山ゆゑ
よまする事なり七松の系ゆゑ所とゝ八月

へゝめゝ事中ゆゑ秘抄や有とゝ河院御とゝ系
て給ふ八月とゝ松をとゝ
とゝ中ゆゑ八月とゝ行法少弥郎の
農夫とゝ中ゆゑ四月とゝ松
を給の御とゝ行腐の心ゆゑ赤松
の歌ゆゑ中とゝ赤松尾張国とゝ
とゝ松の雌ゆゑ赤我とゝ松とゝて檜
まゝ中ゆゑ腐とゝ
国黄とゝ軟とゝて腐ゆゑ
まゝ中とゝ

と問ふ事のいまだ不日に帰かよはせて小松ひらと
行のとくきおろしてはやく後来て歌ほかなるやさの
清水はるかなる所をひるるよりはるかんしあるふ引載
しまたれば・つゝ実でとうしかしへ
枕草子冠婦考まちて義とりしふあみのなるしへ
長流の燭明抄といふきこえたるきやへくく
枕草子考の抜ゆりぬ和あれとかたくて国祁
氏の述作ときてたまりあつまれたる寄ざるあつまれし
でうしに二三條をの那を抽ずきつゝ人の序ぬ人し出つん
てしいめたて・ここのとをく考るを家巻八人射目立而跡

見乃岳邊之瞿麦花総手折吾者持帰寧楽人之
為ふかれてていけ侍人ひとりとりの詠ど
ゝとゝとゝ行すゝ迄ゝ寄くれ巻六見
芳野乃鮑津乃小野笑野上者跡見居置而御山者
射目立渡朝猟雨十六履起之夕狩尓十里踏立
是十三ゝ高山峯之手折尓射目立十六侍如床敷
而音侍公云ゝこの上のゝ侍のはすゝきて跡見
居置とゝひゝ小弓獣の度を知人をすゝるとゝふ射目立
渡し麻侍ゝもつゝ人のゝ射ら人とあ
まゝ立渡ゝとゝいへり且ゝの射目狩祁ゝ目ゝ祁ゝ後の
色して且ゝの

目ハ年例ヌ々れハ群あり すヽ目とも部ともいへり これは特にし。宮内部大川の村部
跡見部山守部野守部などのあるにて下に有この
部とある下とさへ似つかはしき事なれば村目跡
見部各一部の人なりし跡見の税ほとく村目といふべくは
今みなふいかにはおほやけにいふ猪待人のをしねてある
獣といふものにいふめれいハ射の八目そえわけある獣とも
猶く棲なる獣のあまあしのまも目なりやハ葉いハ小葉なると
折らしてあまとり年まりとおほせある文選射雉賦射翳と有き
翳ハかくるとまふし隠れてあるとも村なりく射翳(イメ)樹(タテ)
て鳥見(トミ)とつきたるといめ人のかよひといふ添てある射翳(イメ)

の代大き人の業もおほくとよびといふつききたりいのハ射
部のまとしハいめ人と称くあへりし定人部なとのつまよ
人部とつくしも部人(ヒト)とつくへくしわず
それなるのあさハのかふ。考る巻十一よ紅之浅葉之野良尓苅(クレナヰノアサハノヌニカル)
草乃(クサノ)云ここハ巻十二よ紅薄染衣浅尓(クレナイノアラソメコロモアサラカニ)ましき桃花褐(アラソメノ)
浅等乃衣浅(アサラノコロモアサラカニ)ましきなどあるをあしハはやおもと
浅きなり常なれとつなれの巻十六よ紫乃粉滷乃海(ムラサキノコカタノウミ)と
いへる濃きとかれなきありへしてえまもあの浅深よう
いへるハおの薄深にしもなきと同しらす紅にては
世一斤染(コンソメ)といふ紫(シン)おしめてなきをかれも浅き世り

あてしかれば其をつくりし也。桃花とハ一斤染なりし
ところ。一斤染とハ京すまでおやまめくいふ臙のやう
に、思きと青ざめひかるやうなし。薄染ハ桃花褐ともいへり
そめといふハ是なし。わかそめハ退紅ともいふ。紅花染の事
までをむかしハ退紅といふ。あるもあさくいふ。わかそめのまま
似たるものにて、かの山吹の下地ともなるとそむしるすなしといふ。
何とてそのあたりをよみし事を思ひて桃花の服之
むしろ清みれこと。新撰字鏡士にハ紫乃粉潟乃海蜀潜
鳥跡潜出着吾王不将為去間ハ紫のほきとうけわ
とおもふにそれさまし。又一義粉ハ紫の根と粉ばれ[illegible]

紫から八形木やそ楷すえところとつきたらいとゆかしきの
根楷之桧楷く紫根の粉と績つで揺りて聚ハば
ましの文あるを揺入なるに二れいられとも
やきたるへの衣の袖 枕席 なり以考ふる萬葉二敷妙乃衣袖
者通而治奴之夢 靡我宿之敷妙之妹之手本乎去十
つる敷妙之衣手離而玉藻成靡可宿濫和乎待難尓
まし敷細之衣手可礼天巻十七ぬ之歌多倍能[illegible]
可敝志都追宿夜於知須文ならぬハ夜の衣袖を返
をこりさて妙細布にて寿寝衣を待らしも古事
八古事記ニ牟志夫須麻尓古夜賀斯多尓夕久

夫須麻佐俊具賀斯多爾。こゝ方塗れも恋彼なる
やうてよねゝれもこゝなるなるやうる月る駅
きて用あるれるうるる服てふこゝて変拵の和の衣
とゝふよう神社床こゝつくるゝ既る朱氏門数たゝの
表下こ引かれく神社今の集鮮敷和着宇都波変
也こゝ分敷こ絹布の織めれてきこれいなるやうなる
いゝれこ表織遣こゝ言ゝ也くゝわる敷家こ絹布の
織めゝ引きこ義ハあるねくゝまゝしこ書きこふ門の
うゝりこて好きこゝこゝる織めれてきハ赤の絹き
こふすて俗こ此のふゝ事なるゝ此のふゝ

それの衣ゝこ似つゝ夜の衣こハ西をゝ
ふよ変ゝこの衣ゝつきなるハ衣の字こ付て義こ
変ゝ和の衣ハトこ引くれ変ゝこふ名ハ有こ
やんゝこ西こ上ゝ有ゝ引れ変ゝ名ゝの衣
こゝ出ゝこ花田こゝわゝはるこ岡部氏ハいんゝつん
まれ和歌集こなるハ柿本の人丸のゝなるまる剛
て京こ上る所の歌ゝて。たゝこゝなるゝ我し変ゝの
衣のそゝハゝりてぬゝ変ゝ和ゝ一夜の旅れ
あゝ井のひてゝれ衣ゝたきぬゝたゝ小事も次
なるハ同ゝ人のあゝ同ゝのゝて果ゝ事ゝも藤ゝ

すかひきうねり数々のいとをあのあ
をてーてしとかず数々のいかう袂と夫婦わぬ
分間に女の衣ハ下ゝ数ゝとこの衣ハ上ゝきる事な
きこそ。あのあの歌のつきハ衣と歌
てゝうるかれとやてまあと孫一おきて手ゝ数々へ
の衣きうれて女ゝ衣ゝ衣ゝ遠さうの
よいゝ数々の神ゝ一つめる数々寸数ゝハ
数ゝ高ゝ衣の衣とゝ寸。ゝ数ゝ数ゝ事。以上
敷栲乃衣ゝつきゝ始て義ゝ寸。彼食ゝ数織ハ
あゝ寸。又考ゝ考ゝ数妙ゝ枕ゝ過忘寸袖漬。

これハ数ゝ数ゝ数ゝ枕ゝつゝ数ゝ数ゝ数ゝ倍
とゝ三条ゝ数ゝ数ゝ暑ゝ
乃登許能遊佐良受ゝ。ゝハ夜床ゝ数ゝ数ゝ郎
衣の袖とゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ
へと数設一床ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ
数の衣ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ
乃家従者出而西隠去寸。ゝハ寝衣ゝ数ゝ数ゝ
衣床ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ
なるゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ
ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ
世の数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ数ゝ

浴衣わたはけて其の後、猶ね疋布ありて、おち布、疋織
とつゝらの二直、ろのかい、夏物利の麻おの夏笠なれかい
笠利つゝみ物てたはまの浴衣帷とうさひとふ
いとゝとゝ疋布の平芋りてゆれる布といふか長
あゝもゝと有る何ゝいふ常をゝ川縞糸ゝいふ疋
二すゝをあゝもて縞りけるあてあふ糸をわ
疋布ゝゝ三すゝとあゝもて手屬より川ま麻
と績（ウミ）ゝゝまゝて織布よりる糸へけて夏衣まする
織布ゝ縞め疋布ゝて織布ゝ疋織ゝゝ夏衣多
ぬ織布ゝ二すゝあゝもゝ法糸ゝてゝるゝまゝ

繒（カトリ）八細糸の織ゝて、すきゝ布ゝ夏ゝゝたゝ
帳ゝゝゝ疋布の平芋ゝて布と
ゝふゝゝゝ杜撰ゝわかゝひゝのゝゝ八裏なのき
ひゝゝゝゝ帳儿帳燈代（和名抄に帷圍也以白障圍也和名加太比良とあるゝ）
代なゝふゝの定（テフ）ゝ文きゝるゝのゝゝ八浴衣ゝきる汗
取のゝゝひゝ（天武紀に天武天皇とあり）ゝとゝゝて夏八汗れの帳と
東帯のゝゝきゝゝゝ湯取のゝゝひゝ八
器ゝゝゝの八裏なゝてひゝ手切汗れのゝゝひゝ八
大口袴ゝゝ着常ゝゝゝ八
なゝれゝ汗帳ゝゝゝ八ゝゝ八ゝゝ手八
ゝゝゝ帳ゝゝ疋布の大帳と同

世上にそなはりてきたるひとも稽首仁義と
いひて富川めをこしまくるあはれ牛山湯
王のうつりてうしなひしといふなり
ちう歌ハ遅速緩急大小ありて能
怨哀樂の路とうつりてかはるなり
下の情の通ずるとの人のうたふ詞ありて嘯
つねにうたふ事ハ廉崔雪花餘雅なるもの
留ずるもてなしハ曲のうたふ言語あるべきなり
ねて遅速緩急ある低大小とつすなる歌とうたふて
ものいひてうたふ治長ある治を色したるとい流ハ

ものなき事なり
法行ずるを先王之道とあるを先王ハ文武周公
命を立て民の事を治るを治世とあるを人者
ものをしんいまだ及ず周及ず古先聖王の
義とするハいまだ先と古先といふとつなし
王ハ聖をふ字の字あるをあらはすべきなり
也ハまた世て先祖先考と云て必ずしも父祖の事を
他族をうけて云べきなり周の世て先王といし
往代の王者先聖高湯を位へきなり
東國ハて親の死たるを先考といふ

ちとふゆとさる。猶して頭をつゝてきたくられぬ。
猿楽の狂言のゆかしとふあるに似たり。こゝに
人よあいてもうんけんの科のあて意頂(オスヒ)のたくひな
らしう。いろいろいわゝ天子の衣服のうおゝまを御
所のうちもいて。服をあらうもるなる。服の
日うとうとうひ。ハ十川ハ基綱で幸うけて
後帥をあてられる時。出河院まてくかりて
遣をもしく心かくおゝ。秘密の秘事なる。北
ゝ伝へおゝ同ゝ所へきまゝと伝らんをハ時後
通言をゝ歌つゝ。密伝とし巻ようと伝

もゝ孫をそれか文底と伝て教置て伝ゝ。同ゝ
へき事あゝ。彼とゝへき中ゝ。ゝ伝秘密
をそうれのまれを注宮かゝくを尋置ゝ。
うゝで彼か安とゝ。ゝ純理と同ゝ事あゝ。
いまいゝかゝれかゝし。ゝ色の稽きてふゝのきぬ
ともきゝかきあゝせゝ。三面ゝ枝とゝて引ゝ
ゝわゝ有。
尾張のなゝやゝ人のゝ時。子ハ白神法王の
上下ときゝ。これハ法四ゝ。ゝ風俗なれハ宮所
爪のゝちの事なゝ。米蛭なゝハ茶ゝの上下

とき宣旨をもつてかるべし。

ときに改元あつて文化いはく。

そだて。淮人の勧文で何書ちやうれうなん。

とい求めて法華経弘法の後よりいて化字

新字ちやうふ雑あり。新字ふと伝宣改の

改の字いとめてなき例ためしのあるわ舞。

りゝ年号文化と始て化字新字と乗つて

寸ばる文化八年のはじめてその後連綿せず。年号

の方元まり。ちやう文寛ちやうふと必あるべきわ

ちやうしたがふ教の外ことなる法や。

元年と初年といふ事なり。一帝一元なる事以

ばる也。ばしば元八年善と長なりと初年と元年

とふうもちやうに去洋の名とあるなれば一帝

幾年元ちやうし桂陽侯よ元と改て延寿清殊の

ちやうあるべき世のちやうれんを惑なりと

いふ元年も初年とそるべきこと八年の名号を後世

ちやうれんを代とふ別てとく記臆しとく。

便ちやうていたり式事り回し漢文事ちや

ちやうまるの事即位十六年四月に方新垣

平使人持玉杯詣願軟之刻曰人主延寿文言候日

再中居頃之日却後於是始更以十七年為元年と
通鑑にしたがわず七年をもつて元年とせ
ばきしの日の再午にあたるべけて
京帝八三元武帝八十一元と元八即位元年中元年
後元年といふ中後にあらずいふ称也その時三つ
もに同一元年二年なれど年を隔てまきらハ
ちなし武帝よりこのかた八三度の改元ありて名字
なしてこれハいまだ建元と光元朔元狩元
ハ年の名号と設けしいつれも吉祥ともわ
凶災となるゆえにわ漢これをうたつく年なり

明世祖よりの間に二帝つ元ありつ書しるし
さといらしき年よりめのしらされいとも
ちなし一帝一元りめたるくハ某食帝物年二年
なして年ふれり年号八何の科ぞや漢文の感とけし
つて漢武の遊とわいひて年なり何のゆしるか
年うしわん
革命革令の外小三令といふ突然あり改元を
さねしこれ行ふもしわりてしつしなりき三令とハ
代賞孫と貞觀十七年十一月十五日隋陽察訪黄
帝九宮經肅吉九宮經二彩天之道曰人之情上

石三元下用五行之神相合名曰三合所謂三神者
天歳宮氣太歳是也今自上元己亥至于本朝貞觀
十八年丙申積年四千九百一十八年也以三元百
八十除之今中元之末所元之内也三合運當在
明年經曰毒氣流行水旱接並苗稼傷殘寇盜大起
兵喪疾疫荒■並起實是治當五行之理而弭災
之術既在祈禱文禍福之應歴歴猶歴響若凶災變異
興不虞也當此時人君修德施行仁自然銷災致福
去天平寶字三年歳當三合之理運是則三元火終
而五德復始之年矣上元之三合初在斯歳由是有

同上奏詔頒下天下令讀般若心經既免災疫即是
本朝之般若也と云ふ傳ふるなり　樗蒲相
撲倫と三合甲子　正暦四年三合
傳出延喜廿依病天延三年三合法はつてお
樗行出ありしかども年号のはじめなる
ときの事
ものゝ行法は石塔にふれあるかぶ寛治二
年三月廿三日庚午云々今日侍所石塔淡仰所
令書寫特命經七巻十五巻即彼書安下巻依
例供養心經七百九巻ありゝるはじめの事なの

塔婆を立る功徳として人の寿命をのぶると寿命經にも
説給へり、但し其事の縁をよろづにつきてある事なれど
徳にありて佛法のこのやうき世にたへける事なきこと歟、
たゞ盲人一座に二月六月寄積禅をまつりす。
石塔(シヤク)の事あらはせ此座中に故実の遠く古代の名目
のこれるも多しされども一ッもなく宗弟子の
ならひゆゑにつたへて伝へし、伎楽の於て某(ナニ)庄
といふ事のありて多くは塔(ジヤウ)して句当の名と云事
事もなかりけるの句当わろしといひて、塔
めしたまふところまでしとみに職撿校の房
の僧のやうにまつるべきよしきこえねども、その左右は
むかしより代々法度を傳ふる事也。扨ては叡覧
殿のいふべきにもあらずそのまゝ也。
そのうへ八一年十二月の修行ありて寺々にて行ふ
法式ありしと此むかし天下泰平國家安寧五穀豊
熟萬人快樂(ケ)のためにとあるべきとはいへる法式
きこえ寸。京の蓋寺に修正といふ事あり、いつて
しく傳へられて失火焼亡ゆゑ人のあやしまれを
忽に寺も有司のみ守りときゝし、尾張の甚目寺
まで正月十一日修正は行ふ形の如き事なしときゝつ。

修二く奈良と二月中あり。修二有會堂と云有へ
き。中右記に。天永三年二月三日。於圓宗寺行最勝
會。左庇引引有左右舞事。行常行堂修二月入夜帰
と有。修二修只ゆゑなしとうけ。奈良と二月堂四月
堂有。修五く三長記に。建永元年五月廿七日。今日
彼行新日吉小五月會。式日依御熊野詣延引也。
あわ。陸六八同日記に。僧事の除書とのせて法橋
院明。法佛并法乃月會用途功。六小右記寛弘九年六月一日。権
僧正被過良久法次。為六月會堅義者を換
登山。云々。而今明日有修善。これ消息申所労之由

云々。ちなみに以下ハあるべき事。季御読経。
四季ごとにて春秋二度なり。月次の除法ハは
ゆくゆくあるべしあるべき。
應仁記に。九番に花御幸。因茲諸家ノ大營。万民ノ
弊。其語ノ不及所ナリ。サルハ花御覧ノ結構ハ百味
百菓ヲ以ツクリ。御前ノ御相伴衆ノ筋ヲハ金ヲ
以展之。御供衆ノ筋ヲハ沈ヲ以削之。金ヲ以遅鰐
ハヨリカクと有。遅鰐ハの箸。今世上不多く用ゆるハ
なり。必世。

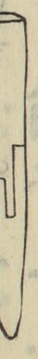

同記ニ、乱前御遊しるし事ども、天事九ケ條を
うゝ〳〵立て、如此面〳〵名ヲ惜ミ諸家ヲ恥テ粧ヲノ
ミ刷ント奔走セシ、ハ、公家モ武家モ皆所領
ヲ質ニ置キ財宝ヲ治却シテ勤之フル是ヲ以國
〻土民百姓等ニ課役ヲカケ段銭田畠の段数に付銭とらるゝ
依別(参数)深仮なり。それヲ色〻ノ様ヲカヘテ譴責スレハ國
〻ノ名主百姓ハ耕作シエス田畠ヲ捨テ乞食シ
足手ニ任テ闘行依之万邦ノ郷里村縣ハ太平郊
原トナリニケリ。嗚呼浅ましや麻苑院殿ノ御時ハ
倉役四季ニカヽリケン。普光院殿ノ御代ニ成テ今

役一年ニ十二箇度ニナサレケン。然ヲ當義政將軍
ノ御代ト成テ倉役ノ臨時シケクカヽリシカハ大嘗
會ノアリシトシノ霜月ニハ閏付九箇度臘月ハ
ケ度ナリ世ニあらぬ心地ス有
壷〻ふハ今のやう一升くらゐ入りのもあるべし
うめの類ハ今ハ稀ニ作るべし壷ハ壷ニて造
るしやわんはけてハ役とゝのへいふ也。礼世の民
のなりきとて國家昇平の恩ヲ忘ふべきこと
あるべし。
こゝろとゝまるしぢうほうとけ〻ハ中〻ハ中〻ハ

いとまこふ衣服の名なり。歌先生の流へ。
尾張人まうしうの事にて行れすくあ[illegible]
へるとよし山のこすゑ[illegible]こゆるしるしとよし山ハ云
こゝろ神に採物の歌さ[illegible]よし山のまわりに
なのし榊弓神のたゝりよろふ[illegible]つる武榊よし
も山の人のまろうと[illegible]榊と神の[illegible]
つる武とかけ[illegible]義なり。
夕されハ夕の[illegible]なりしかと[illegible]れハ[illegible]方の[illegible]
なてきかゝ[illegible]なとの時ハ[illegible]れ[illegible]
ふられけ[illegible]れ[illegible]

夕されハたゝ[illegible]ふきれ[illegible]ふ[illegible]して夕なな
まて春のあしたハ[illegible]ふ事[illegible]れふ[illegible]せ
ろ[illegible]ろ[illegible]去字なり。[illegible]晩来と[illegible]
花去帰去とハ春来秋去[illegible]ふ去来の字いと
ろ〳〵てふ[illegible]ふり[illegible]
といて夕れの[illegible]寺春されハ秋されハよろと
はる花[illegible]春されハ秋されハよろと
古き事[illegible]大郷[illegible]行宗[illegible]
なき夕され[illegible]
三月十五日伊中守定綱朋[illegible]家歌合基綱朋

まことにこれ世界の人々をして
おのおのその所を得しめ
日觀集に梅の花を詠ずるに
雨ふりかゝる下ゝきハ
かわらめ水ハ流るゝ
とゝきまハりて落かゝるに
関雎ハ恋の詩なり初章ハ雎鳩
ハ河の洲にをりといひて女のみしらハ淑女窈窕
たるをたゝへいはゞ好逑
きゝハこのうきたちよりあしたる中をとゝ

一篇の總結なり第二章ハ第一章ハ
三章ハ二章ハ樂なり次章ハ次章ハ
もゝあさ荇菜ハ左右にながれ流之
といひて女のえらびきたるめのよろこ窈窕淑女
とゝなくらしいれ寤寐求之
轉反側
ろしいねゝてゆめ
もゝ左右采之
とゝめてなきとゝあ芼之
うゝしとゝくて琴瑟友之
國をまもりそれ琴瑟

關雎ハ文辞のうるはしきのみならず節奏の和雅な
るによりて鄭衛の詩のやうにみだりかはしく
おきなく俗をもてそこなふことなけれバ悪風
俗をうつさしむる事なし論語に樂
而不淫とあるハこれをいへり大序小序といふあや
しきものありて千載のむかしより詩の義をとし
たへり詩ハ皇国の俗にいはゆる歌謡なり
言の心すなほに歌謡ハ彼此古今男女
のよりどころなるべし
南有樛木葛藟纍之とある樛木ハ曲木なりといふ

ハ何ゆゑそ葛藟ハ纍之とあれとも樛木ハ枝たれさがり
なれバ葛藟ハまつはれてもそらへ下しかかる
から幹ハまつはれども枝ハ絡ふかたしといひける也
葛藟ハ皮分にて枝幹へまつはれのぼりかたし
とそあらぬ下しいきかたもし一木の名ときこえる
とふ序よまひそれとなくお人なりし方を集に樛
木といふの木とあやまりけるゆゑなりてよめるなるへし
ちかきはこなたへ[illegible]てわきやまて此[illegible]の義ハ
樛の木に葛藟のまつはるかごとくめでたき事也 樂只君子
まさしくいのちまもれて 福履綏之 將之成之

とかう。流言の行るゝ。これを例の序に。后妃な
下に及ぶ。かゝるあるべき事。

櫻木の神。万葉集一に。櫻木乃弥継爾。
と。神奈備山爾五百枝刺。繁生有都賀乃樹乃弥継
爾。とあり。六に。御舟乃山尓水枝刺四時尓生
有刀我乃樹乃枝弥継爾。とあり。つゝ山ゝ。
ふる方の國。そつゝ。京。梅尾。といふ。あり
て。是一つ。ほてつの木のやつきゝ。
是みそつき。是。櫻木。つの木。なる事。
冠辞考に。條。あり。て。海。舟。とゝ。事。
つゝ。ふる。

古今集の序の。やまと歌。弥。人の。こゝろを。たねとして。
よろづの。こと。の。葉。なれり。とあるは。花の。
よんえ。あやまり。人。多し。はるかに。ものゝ。
まふ。こゝ。ろ。なり。花。
さくり。と。ほ。て。あり。ゝ。ゝ。
んと。ゝ。ゝ。ふ。人。の。こ。ゝ。ろ。
なり。て。文。ある。詞。
より。ほ。ゝ。ゝ。ゝ。人。一。途。の。
ゝ。の。ゝ。の。ゝ。ゝ。

たゝかるゝ心よりあやとあまり有るゝ様にふし
まちたるふりをつくれば心あやまりハ有
へし次にあるのそりもうまりあるとも
ふるの時くの心をたゝねしておつけまし入ぬ
まをへてもいひしらへうしてあたるふりもひをまつせ心を
さゝやたるのハたゝみすりあやまる間をまちの
なりのとのそうしてあるのうちを三てぬ人ゝ舟
のふ様をもとみもいふとてはいろにいりてハ海を
なつる先生しるそ人をえらん
芦庵こゝ名をまき舟よりあり古をのれを

しらしてあ紫集ハいまさしのりてさうん後撰
集ハ世ハ中なれる古今集ハ世ハ中
をたゝかるゝふ海をたてゝ人をもしる人をもき
又ハ詞ハ歌をよ舟と古今集をよ人
をてゝ古ハいまさしのりけるへ歌
うしもはまをハなれるへ歌ふ
とふ歌なりき古今集ハ古今の集なれ
を海一様なりとハいふしの歌ハ古今集の歌
ハふき人ハ老くのうんをとりせ門ハ
しるへあるまを松田の系を望る海

世にはよきものはしき玉川なとなとよめる哥も。
今の京のはしめつかた付る事にはたのしみて
なる水はちかくきやうをはなれたる吉野川岸の
山吹ふく所よきこの氷をへつらひものはなし
ての後に又さ式部の歌をなしてははるしるし七合
の歌人にして一首とよせて物の二首を入てわす。
改化せやうにわすれかたくなりて次の日まし
後の二首よて入てにはしましくの寺さをれし
きのふいふかすれたらはなにつるゆゑとあや
しうへしはそわきと京へ帰りたちよる家

の姿をしらすいふる事なりん。
芦庵のむかし時にもてはやされけるとふ不。
債の三ツたしかならぬなよらいかてふはてよ
めるか命ひてたしまれ何のあはれなるにも南々
今てらせつる哉あられならし正明に市合を
さるに蝸牛そうかの身といふ宿のありなるに羽
三囂聞よ八かそしあはれしにやはとめぬ深る
山あさましきまて細きなりたまへせしおもひつ
なし。
かしたの節にあはれはりけてハ当りしくの太政大臣。

いらしきいらそくして内弁と申侍す。相國の御兵ハ。
昭宣公の例とや外戚にて大納言二人紅梅ハ大
將にていはゆるとかし。海棠ハ二位の若くさき形
大納言さくあり儒ゝなり梅ハ二位の中納言すと
しかもかて因にしよ川。たのはうのハ山ざくらぬと
暁達の君にとえふか。三位の中納言ハ杉杉とよく
きはみ山谷もあまりけれは立つきたる桃のた
ふき黄なる蕭の花の立てくらなますつくる氏ハ分
こゑすなたらしいと清きやうなかしハ分きは
杜若のさゝきなかれらハ宰相中將ハ山吹の大き御

のたまうすりし。別にみちなき嗅きらなる八參議左大弁
ところ三位十中納言の顏ともしれいとみなりき
上つかたか牡丹ハ參議奈で殊別なりとそいひよし
ときゝき杭桐しかる花のまハ非参議の三位めて
たくもさりし。花ならなや尤も非三家分
かる。三位の中将すらにゆるとあり。柘榴。球の
をみすからうしまたのともゆくりかに紅なる花
參議大弁で蓮ハ京に大將る。殿下の四位なり
中よ大弁て八汝も人やあおかれとくらすあり
たゝる衆将ハ四位をまして若の花をともまさるに

るてこ八郎中將けめきこうる武をこて此男の
拳りの弱人生わ後腾行ゝ武すこれ杖ゐ棠
筑こうやハ左ゝの子ゝの次將陽ゝ下後と
ひくゝとにきこうこ紀ハこうこあやめ洪徐唐
相何ゝれの紀と行院法ゝ人をき世ゝ八幡の死
の鄉食紀左とハ此日の恩ゝかれてやわん鶏紀茶
千日ゐゝこゝのわの体のこやつこ庭燎ゝこうきを
うきこうこひこれこ下ゝの紀ゝうる。
日本紀の今の例ゝド部兼賢ゝのを追ゝた
うゐゝくこうのれゝゝ養老のこのこゝよゐ志ゐ

けまゝゝゝゝゝゐゝて公望の私記ゝゝ此の
紀と藩ゝ下ゐこうゐ古事記ハこうこゝゝ
ゐこうゝ本居先生の傳の河ゝ古河ゝ
世人ハこうゐゝゐこハこうこゝ新義ゝ有
へき今すこうこうこゝるこハこうこゝ
ゐこうこれゐこうこゝと三年けこうけき尾張ゝ
ゐこて安倍清上人こうゐこハこ福寺ゝ行て古
書こゝ美こうこ中ゝ古事記の抄本ゐゐ奥書
ゝこていこうこの抄ゝ宝こうこれこれ寺の正義ハ
延喜元亨こうこ上弘安延長こうこ下ゐこうこ

も中にも古色にほふめでたかれいにしへのまゝを
みるこゝちしてむかしを伝ふのもまたよし似たる
なりこは圖形氏のものにかゝりし事なりて本居
先生をこのふかくされたりしを二先生のいと
しき見解なる中に圖形先生いさめて見い
その文

天照大御神詔之、亦遣曷神者吉。尓思金神及諸神白之、坐天安河之上之天石室名伊都之尾羽張神是可遣。伊都二字以音若忽非此神者、其神之子建御雷之男神此應遣。且其天尾羽張神者、逆塞上天安河之水

而塞道居。故他神不得行。故別遣天迦久神可問。故尓使天迦久神、問天尾羽張神之時、答白恐之仕奉。然於此道者、僕子建御雷神可遣。乃貢進。尓天鳥船神副建御雷神而遣。是以此二神而降到出雲國伊那佐之小濱而、伊那佐三字以音抜十掬劔、逆刺立于浪穂、趺坐其劔前、問其大國主神言、天照大御神高木神之命以問使之。汝之宇志波祁流此五字以音葦原中國者、我御子之所知國、言依賜。故汝心奈何。尓答白之、僕者不得白。我子八重言代主神是可白。然為鳥遊取魚而往御大之前、未還来。故尓遣天鳥船神、徴来八重事

代主神而問賜之時語其父大神言恐之此國者立
奉天神之御子即踏傾其船而天逆手矣於青柴垣
打成而隱也 故尒問其大國主神令汝子事
代主神如白訖亦有可白子乎於是亦白云亦我子
有建御名方神除此者無也如此白之間其建御名
方神千引石敬手來而來言誰來我國而忍忍如此
物言欲為力競故我先欲取其御手故令取其御
手者即取成氷亦取成劔刃故尒懼而退居尒欲
取其建御名方神之手乞歸而取者如取若葦搤批
而投離者即逃去故追往而迫到神科野國之州

羽海乎致時建御名方神白恐黾敬我除此地者不
行他處亦不違我父大國主神之命不違八重事代
主神之言此葦原中國者隨天神御子之命獻故更
且還來問其大國主神汝子等事代主神建御名方
尒合曰之僕子等二神者隨天神御子之命勿違白訖故汝心奈何
者隨命既獻也唯僕住所者如天神御子之天津日
継所知之登陀流 此三字以音下效此
和銅五年正月廿八日正五位上勲五等太朝臣安麻呂撰
ものの脫字ゝ衍文ゝいさゝかあり川の流るゝ

後代漢文をしてこゝに矣かるべし。おろかなれども
ようやめてこゝにふるをこゝろうとをしへ八あまたの
ちからをへて二先生の旁をうしわるうちして
ものしいだつ。

文化元年九月六日反古を反古過ぶり

石原武兵衛正明